

第 6 回

水上村農業委員会総会

議事録

令和 6 年（2024 年）6 月 10 日
水上村農業委員会

第6回水上村農業委員会総会議事録

1. 令和6年（2024年）6月10日第6回農業委員会総会のため、農業委員及び推進委員を水上村役場会議室に召集する。

1. 出席委員は次のとおりである。（10名）

席番号	氏名	席番号	氏名
1	藤田円香	6	那須利八
2	松田一洋	9	椎葉仁吏
3	藤原珠美	10	川内ひと実
4	内田真治	11	五家一久
5	尾前重徳	12	川原隆二

1. 欠席委員は次のとおりである。（2名）

席番号	氏名
7	山本広樹
8	愛甲純一

1. 関係者の出席を求めたもの。

産業振興課長兼務農業委員会事務局長 田代 浩幸

1. 本会議の書記は次のとおりである。

農業委員会事務局 打越 理瑛

1. 会議議案は次のとおりである。

議案第13号 農用地利用集積計画の決定について

議案第14号 非農地証明の交付申請について

議案第15号 農業経営基盤強化促進法に基づく農業経営改善計画
の意見について

議案第16号 意見書の提出について

議案第17号 田畠売買価格等について

1. 会議内容は次のとおりである。

日 時：令和6年6月10日

場 所：水上村役場「大会議室」

事務局 ご起立ください。よろしくお願いします。ご着席ください。
それでは会長、ご挨拶と総会の進行をよろしくお願いいたします。

議長 皆さん、こんにちは。

(会長挨拶)

議長 では、ただ今から令和6年第6回農業委員会総会を開会いたします。

愛甲推進委員と山本委員より欠席届が出ておりますのでご報告します。

議事録署名委員を指名します。

5番尾前委員、 2番松田委員にお願いします。

それではさっそく議事に入りたいと思います。

議案第13号農地利用集積計画について上程いたします。それでは、事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは、2ページをご覧ください。

番号1です。こちらは、農地中間管理機構の事業でございます。

この事業は、熊本県農業公社を仲介して農地の賃借を行うもののです。

貸付人は公益財団法人熊本県農業公社、借受人は資料をご確

認ください。

土地の所在は、岩野前田にある農地 2 筆と上鶴にある農地 2 筆です。地目は台帳及び現況とも田で、面積は合計 7,460 m² です。

位置につきましては、3 ページをご覧ください。旧岩野小学校の南東に位置します。

申請理由は、賃借権の新規設定で、契約期間は 10 年です。
経営面積は表示のとおりです。

利用目的は水稻、賃借料は物納で、玄米 15 袋です。

続いて番号 2 です。借受人、貸付人は資料のとおりです。

土地の所在は、湯山隠館にある農地です。地目は台帳及び現況とも田で、青枠部分の合計面積は 1,895 m² ですが、その内の面積として 1,200 m² 分を申請しておられます。

場所については、4 ページをご覧ください。高澄公民館の南西に位置いたします。2 ページにお戻りください。

申請理由は、賃借権の新規設定で、契約期間は 5 年です。
経営面積は表示のとおりです。

利用目的は水稻、賃借料は物納で、米 30 kg で 2 袋です。

続いて番号 3 です。借受人、貸付人は資料のとおりです。

土地の所在は、岩野字上園にある農地 4 筆です。地目は台帳及び現況とも田で、面積は合計 2,713 m² です。

場所については、5 ページをご覧ください。ほいほい広場の北東に位置するものです。2 ページにお戻りください。

申請理由は、賃借権の新規設定で、契約期間は 2 年です。
経営面積は表示のとおりとなります。

利用目的は水稻、賃借料は物納で、米 30 kg、全部で 5 袋です。

以上のとおりでありますが、農業経営基盤強化促進法第 18

条第3項の要件でございます、

①農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであること。

②利用権の設定等を受けた後において、備えるべき要件である、

イ. 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてについて、耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

ロ. 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。

ハ. 対象農地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。

③対象農地の関係権利者すべての同意が得られていること。

今読み上げました各要件をみたしているものでございます。
説明は以上です。

議長 ただ今の事務局の説明について、何か異議はありませんか。
(意見、異議なし)

異議がありませんので、許可することに賛成の方は挙手を願います。
(全員挙手)

全員賛成でございますので、議案第13号番号1から番号3については、計画のとおり意見決定します。

次に、議案第14号非農地証明交付申請についてを上程します。

事務局より説明お願いします。

事務局 それでは、説明いたします。

6ページ議案第14号をご覧ください。

番号1です。申請人は資料をご確認ください。

土地の所在は、岩野上幸野にある土地1筆です。水上村役場の南西に位置します。台帳地目は田で現況は原野、面積は19m²です。

申請理由といたしましては、耕作不適当等のやむを得ない事情により耕作放棄され、自然かい廃し、今後農地としての復元が困難であり、農地として利用される可能性がないということでこの非農地証明が申請されております。

非農地後は、本年第4回水上村農業委員会総会で取り上げました農地法5条の申請と同一の譲受人に売買され、宅地の一部として利用される予定であるとのことです。

資料7ページには申請地の位置を、8ページには現地の写真を添付しておりますのでご覧ください。6月6日に現地を確認して、非農地であると確認したところです。

- 議長　　この件について、4番内田委員、9番椎葉委員に現地調査を行っていただいておりますので、結果について4番内田委員に報告をお願いします。
- 内田委員　6月6日に椎葉委員と事務局立ち会いのもと現地調査を行いました。事務局からも説明があったとおり岩野上幸野に位置する土地です。現地は、かい廃し、原野となっておりました。
- 農地への復旧が困難と判断いたしましたので、水上村非農地証明事務取扱基準及び現地調査の結果、非農地として証明することで問題ないと思います。
- 以上、報告を終わります。
- 事務局　　現在、重機が入り宅地の工事が進んでいます。やっている中

で、実は隣にもう1筆あったということで19m²と小さい面積で從来から耕作をされていなかったということで、5条申請するよりも現況からいけば非農地証明になるということで、今回このようなケースになったということです。

議長 ただ今の報告と事務局の説明について、何か意見ありませんか。
既に工事に着手しているので、早急に証明して、工事関係に遅れの出ないようにできればと思います。
(意見なし)

意見がありませんので、非農地証明を決定することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全員賛成でございますので、議案第14号番号1については、申請のとおり意見決定します。

では次に、議案第15号、農業経営基盤強化促進法に基づく農業経営改善計画の意見について、を上程します。
事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは、9ページをご覧ください。
農業経営基盤強化促進法施行規則第14条2項により、農業経営改善計画の適合の是非を農業委員会に意見を聞くこととなっており、6月4日に開催された水上村農業再生協議会において、承認をいただいている案件です。
申請人は、里坊地区にお住まいの●●●●さんです。
営農類型は、水稻・露地栽培・作業受託です。
まず、農業経営の規模拡大の目標についてです。水稻につきましては、現状の作付面積132a、生産量6,336kgのところ、作付面積300a、生産量14,400kgに増やすことを目標にして

います。

また、現状は露地野菜の栽培を行っておられませんが、今後、品目はまだ決まっておりませんが、露地野菜の栽培を行い、作付面積 15a、生産量 2,000 kgを目標にすることです。

続きまして、農業所得及び労働時間の目標についてですが、現状約 437,184 円のところ、5 年後には 2,524,800 円まで向上させる計画です。基本構想目標にあります、所得 300 万円の、概ね 80 %である 240 万円を満たしています。

内訳としましては、水稻が現状 437,184 円を 1,324,800 円まで向上させることを目標としています。こちらは、单収 480 kgで単価 230 円、所得率 40%で計上しております。

露地栽培については、現状 0 円のところ、5 年後には 30 万円を目標とします。

作業受託に関しましては、現状 0 円のところ、5 年後には 90 万円を目標とします。

次に労働時間ですが、現状 1,152 時間のところ 5 年後には 2,400 時間を目標とされています。

続きまして、生産方式・経営管理の合理化の目標ですが、現状は自宅周辺の農地を借りて耕作をされておられます、今後、面積の拡大を図りながら経営拡大を行います。それに伴い、確定申告に関しては現状白色から青色に。簿記記帳に関しては、現状は簡易記帳から複式簿記に変えていくことを目標にされています。

次に農業従事の態様等の改善目標についてですが、現状は休日を定めずに農業に従事しておられますが、5 年後までには効率的な営農を行っていき、休日を定めていくとのことです。

説明は以上です。

議長	<p>この件につきましては、事務局長より話がありましたが、6月4日の水上村農業再生協議会で承認をいただいている案件です。</p> <p>このことについて、何か意見はありませんか。</p>
尾前委員	<p>新規で農業されるということで、大変喜ばしいことだと思います。農地と水稻を増やすということですので、認定農業者会に入っていただいて、より活躍いただければ地域のためになるのではと思いますので、その件についてよろしくお願ひします。</p>
議長	<p>この件は、6月4日の水上村農業再生協議会の中で、●●さんより意見があり、作業受委託の組織にも入るということで機械もひとつおり持っているということですので、今意見がありました認定農業者会の促進も併せて行っていきたいと思っておりますので、事務局長もその辺については心掛けていただければと思います。</p>
	<p>他にご意見ありませんか。</p> <p>(意見なし)</p>
	<p>では次に、議案第16号、意見書の提出についてを、上程します。</p>
事務局	<p>それでは、意見書の提出について説明いたします。</p> <p>10ページ目をご覧ください。</p> <p>番号1です。申出人は資料をご確認ください。</p> <p>土地の所在は、湯山、山ノ口にある農地です。資料11ページには該当の農地の位置図を載せており、濱砂商店の北北東に位置します。台帳及び現況ともに田で、面積は6,739m²です。</p> <p>申出内容といしましては、水田の裏手にある企業所有の森林の杉が成長し、一日の半分が日陰となってしまうため日照</p>

不足で耕作に支障となっており、さらに、風の強い日には杉の葉が農地に飛散することで耕作に支障をきたしているとのことです。

申出人といたしましては、森林所有の企業に、水上村農業委員会から、杉の枝打ち伐採等の措置をとるように指導をしてほしいと申し立てておられます。また、企業側にも口頭で申出内容を伝えましたが、本社で対応策を検討する前提として、公的な文書が欲しいとの回答でした。

資料12ページには農地と森林の配置図を、13ページから15ページには、現地の写真を添付しておりますのでご覧ください。6月5日に現地を確認して、営農条件に支障をきたす環境であると確認したところです。

今後の農業委員会としての対応方策を検討したところ、農地法第42条に、市町村長は、農地における病害虫の発生、土石その他にこれに類するものの堆積その他政令で定める事由により、当該農地の周辺の地域における営農条件に著しい支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合には、必要な限度において、当該農地の所有者等に対して、期限を定めて、その支障の除去又は発生の防止のために必要な措置を講ずべきことを命ずることができるとありました。よって、まず農業委員会から意見書という形で企業側には対策を求め、その後の企業側の対応次第で、段階を踏んで対応をしていきたいと考えています。以上でございます。

議長 この件について、2番松田委員、5番尾前委員に現地調査を行っていただいておりますので、結果について5番尾前委員に報告をお願いします。

尾前委員 6月5日に松田委員と事務局立ち会いのもと現地調査を行いました。事務局からも説明があったとおり湯山舟石、山ノ口

に位置する農地です。現地は、申出人が水田として耕作しています。現地調査に訪れたのは午後2時頃でしたが、農地の周辺に高さ50mほどまでに成長した森林が農地に影を落としており、防獣ネットの外には、申出人が除去したと思われる杉の枝や葉が大量に積まれていました。

よって、営農条件として著しい障害となっていると判断いたします。

以上、報告を終わります。

議長

ただ今の事務局の説明について、何か意見はありませんか。
(意見なし)

提出してよい方は挙手をお願いします。
(全員挙手)

水上村農業委員会として、企業側に意見書を提出いたします。

では、議案第17号田畠売買価格等について事務局より報告をお願いします。

事務局

16ページをご覧ください。

令和6年度田畠売買価格等に関する調査の実施についてということで、全国農業会議から県の農業会議を通じて調査がきております。

報告価格については、総会での検討を経るようとのことですので、ご審議の程よろしくお願いします。それでは内容について説明いたします。

ローマ数字Iというところの赤枠で示している部分になります。10aあたりの田の価格、こちらは農用地区域内が50万円、農用地区域外が20万しております。

これは実際に売買された価格ではなく、予想価格ということ

で設定するようにということですがいかがでしょうか。

また畠についても農用地区域内の畠と農用地区域外では 20 万円と 10 万円としております。

次に 17 ページをご覧ください。ローマ数字Ⅱ というところの赤枠で示している部分ですが、転用での農地売買 1 坪あたりの田畠の価格ですが、こちらは住宅用、商業・工業用ともに 10,000 円としております。

最後に、その下の参考と書かれた樹園地 10a あたりの価格ですが、10 万円としております。

近況の価格を参考にしております。
審議のほうよろしくお願ひします。

議長 事務局から説明がありましたが、この件について何かご意見等はございませんでしょうか。

(意見なし)

それでは、田畠売買価格等について、議案書のとおり報告することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

全員賛成でございますので、議案第 17 号はただいまのとおり報告をお願いします。

(14 時 08 分)

この議事録は、書記の記載したものでその正確を証するためにここに証明する。

議 長 那須利八

署名委員 尾前重徳

署名委員 松田一洋

議長	次に、農業委員会報告第3号、許可不要転用届について事務局より報告をお願いします。
事務局	<p>それでは、許可不要転用届について説明いたします。</p> <p>18ページをご覧ください。</p> <p>番号1です。申請人は、資料でご確認ください。</p> <p>土地の所在は、岩野下里坊にある農地2筆で、地目は台帳上、田です。面積は合計185m²です。</p> <p>土地の所有者は資料をご覧ください。</p> <p>場所につきましては、19ページをご確認ください。現地写真は、20ページに載せております。生善院観音堂猫寺の南西に位置します。</p> <p>転用後は更地となり、農用資材置場や農用車両への資材の積み込み場となる予定です。</p> <p>許可不要転用届出日は、5月22日です。</p> <p>また、転用面積が200m²未満の場合、許可不要転用届で対応ができますので、今回の申請は問題ないと思われます。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>ただ今、事務局から説明がありましたが、この件について何か質疑はございませんでしょうか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>この件については、200m²以下ということで、飼料倉庫など建てていただきたい、野ざらしから避けていただきたいと思います。</p> <p>では、次に相談案件を1件お伝えします。</p> <p>事務局、説明をお願いします。</p>
事務局	21ページをご覧ください。資料の訂正をお願いします。北目を下宮原に訂正下さい。

地目は田、現在は耕作されていません。面積は、1,300 m²です。土地の所有者は資料をご覧ください。
場所につきましては、22ページをご確認ください。旧湯山小学校の東に位置します。
現地の写真も23ページに載せております。
相談内容は、令和4年までは利用権設定をして耕作をもらっていたが、現在は借受人がいない状態であり、借受人を探してほしいとの相談です。使用条件は溝費だけを支払ってくれれば使用賃貸借でいいとの申し出をされています。農業委員会の活動を通して、ご協力をお願いします。
説明は以上になります。

議長

事務局からありましたとおりです。畜産農家は飼料稲など作るのにちょうどよいのかなと思いますが、周りの杉の木が大きくなっていますので、そういう作物に限られてくるのかなと考えられますが。
こういう土地を借りたいという方がいれば、紹介していただいて農業委員、推進委員の中から作りたいという事であれば早急に事務局に相談、情報等を流していただければと思います。

ほかにご意見等がなければ、提案した議案は以上のとおりでありますので、第6回農業委員会総会を閉会します。

この議事録は、書記の記載したものでその正確を証するためここに証明する。

議長 那須利八

署名委員 尾前重徳

署名委員 松田一洋

(14時 11分)